

# 第101回 定時株主総会資料

## 開催日時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

## 開催場所

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

神保町三井ビルディング 10階

東洋建設株式会社 本社

## 議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）午後5時

## 目次

事業報告	1
連結計算書類	26
計算書類	28
連結計算書類に係る会計監査報告	30
計算書類に係る会計監査報告	33
監査役会の監査報告	35

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 経営成績及びセグメントの状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和されたことにより社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが続きました。一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による半導体などの供給不足や原材料価格の高騰などを背景とした世界的な高インフレ、加えて欧米における急速な金融引き締め等により、先行き不透明感が継続しました。

建設産業におきましては、担い手確保の問題に加えて、原油・資材価格や労務費などの物価上昇や労働者不足への対応によるコスト増加分の価格転嫁が、民間事業者との契約において円滑に進んでおらず業績への影響が懸念されているものの、公共投資は防災・減災、国土強靱化施策により底堅く推移し、民間投資においても持ち直しの動きが見られ事業量は堅調に推移しました。

このような中、当社グループでは、中期経営計画“Being a resilient company”の最終年度である当連結会計年度は、レジリエント企業\*の実現に向けた次のステップにつなげるために、基幹3事業である国内土木、国内建築、海外建設の各事業における重点施策を積み残しなく実行し、計画達成に向けて邁進してまいりました。

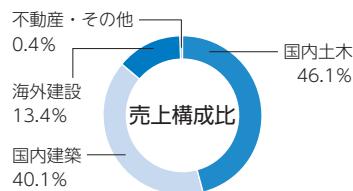
国内土木事業におきましては、環境変化に耐えうる事業基盤の構築に向けて、当社の基盤である官庁海上工事のシェアアップ、民間及び官庁陸上工事の受注拡大、成長ドライバーであるケーブル敷設分野を中心とする洋上風力事業への取り組み促進及び生産性向上に努めてまいりました。当連結会計年度の売上高及びセグメント利益は、前期と比較し、繰越工事が減少したことにより減収減益となりました。

国内建築事業におきましては、営業利益を安定的に確保するため、組織営業力とコスト競争力の強化、ストック市場への取り組み強化策としてReReC® (Renewal、Renovation、Conversion) への注力及び生産性の向上に努めてまいりました。当連結会計年度の売上高及びセグメント利益は、前期と比較し、繰越工事が増加したこと及び手持工事が順調に進捗したことにより、大幅な増収増益となりました。

海外建設事業におきましては、地域に根差した事業展開を継続し、顧客深耕や生産性の向上、現場力の強化に取り組み、事業量の拡大及び利益の安定的な確保に向けて基盤強化に努めてまいりました。当連結会計年度の売上高は、ケニアにおける大型港湾工事が竣工し、フィリピンにおける手持工事も順調に進捗したことにより、前期から増収となりました。セグメント利益は、フィリピンにおいて過年度に完成した土木工事に瑕疵があり、引当金も含めた補修額として10億

15百万円を計上したことにより前期から減益となりました。

売 上 高	168,351百万円
営 業 利 益	8,995百万円
経 常 利 益	8,551百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,656百万円



当社グループの建設事業における連結受注高につきましては、国内土木事業は前期比34.0%増の1,029億39百万円、国内建築事業は前期比7.2%減の624億76百万円、海外建設事業は前期比37.2%減の253億28百万円となりました。

主な受注工事は以下のとおりであります。

国土交通省	令和4年度馬毛島仮設栈橋築造工事（その2）
横浜市	新本牧ふ頭建設工事（その28・外周護岸B-2基礎及び本体工）
東日本高速道路株式会社	首都圏中央連絡自動車道 松尾工事
阪神国際港湾株式会社	ポートアイランド(第2期)地区コンテナ南ふ頭再整備工事
防衛省 沖縄防衛局	瑞慶覧（R4）家族住宅新設建築工事（その4）
株式会社Peace Deli	Peace Deli千葉誉田PJ新築工事

当社グループの建設事業における連結売上高につきましては、国内土木事業は前期比12.8%減の776億18百万円、国内建築事業は前期比55.0%増の675億42百万円、海外建設事業は前期比18.6%増の225億15百万円となりました。

主な完成工事は以下のとおりであります。

ケニア共和国ケニア港湾公社	モンバサ港コンテナターミナル開発工事（2期）
国土交通省	横浜港新本牧地区護岸（防波）東側築造工事
岩手県	大船渡海岸茶屋前地区災害復旧（23災166号）水門土木ほか工事
四国旅客鉄道株式会社	予讃線海岸寺・詫間護岸復旧その4工事
高槻市	高槻市エネルギーセンター第一工場解体及びリサイクル施設整備
株式会社日本エスコン	岐阜県羽島市物流施設開発PJ

不動産事業につきましては、売上高は前期比33.3%減の4億51百万円、保険代理店業及び物品販売・リース業などからなるその他事業につきましては、前期比1.3%増の2億24百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、前期比10.4%増の1,683億51百万円となり、営業利益は、前期比6.5%減の89億95百万円、経常利益は、前期比6.4%減の85億51百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比3.5%減の56億56百万円となりました。

なお、前期の事業報告でご報告しましたとおり、当社の連結子会社であるタチバナ工業株式会社の元取締役が公契約関係競売等妨害罪で起訴されました。その後刑事罰が確定し、同社は、2022年9月2日付で国土交通省より120日間の営業停止処分を受けました。

当社グループといたしましては、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、当社グループ役職員一同、法令遵守をあらためて徹底しております。具体的には、タチバナ工業株式会社における全役職員を対象とした規範意識向上教育の実施やコンプライアンス組織体制の見直しなどの取り組みのほか、当社においても当社役員及び連結子会社の社長を対象とした独占禁止法に関する講習会の実施、当社による連結子会社の経営や監査への関与強化など、当社グループ全体で引き続き再発防止に取り組み、皆様からの早期の信頼回復に努めてまいります。

\*レジリエント企業：ぶれない基軸を持ち、刻々と変化する環境にフレキシブルに対応し、厳しい逆境にも立ち向かうことができる持続可能な企業

## ② その他

当社は、合同会社Yamauchi-No.10 Family Office（商号変更前の合同会社Vpg）及び株式会社KITEによる当社の普通株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続による当社の完全子会社に関する提案（以下、「本提案」といいます。）を受け、本提案について適切な検討体制を構築した上で、一貫して適切に検討を行ってまいりました。

2023年2月には、本提案についての当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の独立社外取締役及び当社から独立した外部の有識者によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本提案についての検討を可能な限り進めてまいりました。

当社取締役会は、2023年5月23日に本特別委員会の答申を受け、当該答申の内容を尊重し、同年5月24日に取締役全員の一致により本提案に対して反対の意見表明をすることを決議いたしました。

## 当社グループの受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	51,294	102,939	77,618	76,615
	国内建築	81,388	62,476	67,542	76,322
	海外建設	(32,086) 33,268	25,328	22,515	36,081
	計	(164,769) 165,951	190,744	167,676	189,020
不動産事業		0	451	451	0
その他事業		0	224	224	0
合 計		(164,769) 165,951	191,419	168,351	189,020

## 当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国内土木	46,171	96,796	70,740	72,227
	国内建築	81,338	61,753	66,803	76,287
	海外建設	(27,554) 28,374	9,214	11,938	25,650
	計	(155,063) 155,883	167,764	149,482	174,165
不動産事業		0	443	443	0
合 計		(155,063) 155,883	168,207	149,925	174,165

(注) 1. 海外建設の前期繰越高の上段 ( ) 表示額は、前期における次期繰越高を、下段表示額は、当期の外国為替相場の変動額を反映させたものを表しております。

(2) 設備投資等の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は12億円であり、主なものは作業船舶の設備更新などであります。

(3) 資金調達の状況

2023年3月に金融機関1行と総額50億円、期間1年のコミットメントライン（特定融資枠）設定契約を締結いたしております。なお、2020年9月に金融機関7行と総額100億円、期間3年のシンジケーション方式によるコミットメントライン（特定融資枠）設定契約を締結いたしております。

(4) 対処すべき課題

建設産業におきましては、公共建設投資は防災・減災対策や加速化するインフラの老朽化への対応、国家防衛戦略などにより底堅く推移すると見込まれ、民間設備投資も増加基調を辿る見込みです。一方で、長引くロシア・ウクライナ情勢や国内外の金融政策の変化等により企業収益の圧迫が懸念されています。

また、少子高齢化社会の影響により労働者人口が減少する中で、「働き方改革関連法」に基づく時間外労働の上限規制が2024年4月から建設業にも適用されることを見据えて、生産性向上や働き方改革への取り組みをさらに加速し、担い手を持続的に確保できるよう、より一層魅力ある職場づくりが求められております。

このような状況の中、当社グループは2023年度を初年度とする新たな5ヶ年の中期経営計画を策定し、さらなるレジリエント企業への進化に向けて、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を3つの柱とする、大きな経営の転換を実行することといたしました。また、DX推進に積極的に取り組み、生産性向上や働き方改革を推進するほか、“攻め”を支える多様な人財の獲得・育成にも取り組むことといたしました。この5ヶ年において、これらの大きな経営の転換を着実に実行することで、2029年に迎える創立100周年に向けて、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業を目指し成長してまいります。

## 【ご参考】

### ■前中期経営計画の振り返り

目標項目（2023年3月期）	達成目標	実績
3年間の連結営業利益合計	300億円	328億円
連結営業利益率	6%以上	5.3%
連結自己資本	700億円	718億円
連結自己資本比率	45%	46.7%
連結ROE（自己資本利益率）	10%以上	8.1%

### ■課題解決に向けた主な取り組みの進捗状況（2022年度）

#### ◇会社を取り巻く課題への対応

- ・全職員へのiPhone貸与を始めとするデジタルイゼーションツールを積極的に導入し、現場業務の生産性向上を推進
- ・作業所における4週8閉所率：47%、年間休暇取得日数125日（全職員平均）
- ・担い手確保、生産性向上、働き方改革、安定経営、業務支援等13項目の取り組みを掲げた当社と親密な協力会社向けのアクションプランを実行中
- ・職員の働きがい向上を図る人事制度改革を実施

#### ◇社会を取り巻く課題（SDGs）への主な対応

- ・洋上風力発電事業における着床式（マルチバケット）及び浮体式（TLP）の商用化を目指した技術開発を継続
- ・洋上風力発電事業におけるケーブル敷設船の設計に着手
- ・倉庫及び工場のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）案件を各1件受注
- ・当社初のZEH-M（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスマンション）が完成
- ・ゴミ処理場施設建設工事を4件竣工、5件施工中
- ・コロナ禍においてもケニア・モンバサ港コンテナターミナル建設工事を無事故で竣工

## ■2023年度～2027年度の中期経営計画の概要

### (1)基本方針

“レジリエント企業\*を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌”

#### ①“守りから攻め”への転換

→蓄積してきた資産と外部資本をバランス良く活用し、成長領域への積極投資を実施

#### ②“高収益モデル”への転換

→洋上風力事業への本格参入やReReC®\*事業の拡大により、より高い収益創出力を有する事業構造へと転換

\*ReReC®：Renewal、Renovation、Conversionの総称

#### ③“資本効率経営”への転換

→“稼ぐ力”は引き続き重視しつつ、より資本効率を重視した経営へと転換

### (2)重点施策

#### ①成長ドライバーの推進

→洋上風力事業への本格参入

→海外建設事業のローカル化加速

#### ②既存事業の深耕

→国内土木事業のさらなる強靱化

→国内建築事業のビジネスモデル発展

→DXを活用した生産性向上（TOYO DX）

#### ③経営基盤の強化

→経営転換を支える人財の獲得・育成

→経営管理体制の強化

→ガバナンス体制の強化

#### ④資本効率経営への転換

→資本効率重視のKPI設定

→成長投資への配分強化

(3)5年後（2027年度）達成目標

2028年3月期

売 上 高：2,350億円以上

営 業 利 益：150億円以上

当期純利益：90億円以上

R O E：12.0%以上

D/Eレシオ：0.4前後

株 主 還 元：中期経営計画の1～3年目の配当性向は100%（下限50円）。

4年目以降（2026年度以降）は自己資本比率40%を目安に積極的な配当を継続（下限50円）。

※中期経営計画の詳細は以下URLよりご参照ください。

○中期経営計画

[https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/2023-2027\\_Business-Plan\\_J.pdf](https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/03/2023-2027_Business-Plan_J.pdf)



○中期経営計画（補足資料）

[https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/04/2023-2027\\_chukei-hosoku.pdf](https://www.toyo-const.co.jp/wp/wp-content/uploads/2023/04/2023-2027_chukei-hosoku.pdf)



## ■当社グループのマテリアリティ

当社は、2022年7月に事業活動を通じて解決すべき課題を東洋建設グループのマテリアリティとして特定いたしました。当社では、特定において、サステナビリティに関する国際的な動きをリードしているEUで先行しつつある「ダブルマテリアリティ」の考え方を取り入れました。「ダブルマテリアリティ」は、当社グループが社会・環境に与える影響とサステナビリティ課題が財務に与える影響との両面から重要課題を抽出する特定手法です。当社グループは導き出されたマテリアリティに本業を通じて取り組み、持続可能な社会に貢献してまいります。

関連するSDGs	サブ課題	マテリアリティ	
	①洋上風力発電事業に参画し、再生可能エネルギーの普及に貢献 ②ZEB/ZEHへの取り組み ③事業活動から排出される温室効果ガスの削減	カーボンニュートラルの実現	E
	①事業が与える自然生態系への負荷の軽減 ②建設廃棄物の削減によるサーキュラーエコノミーへの貢献 ③ReReC®の推進	環境負荷の軽減	
	①顧客ニーズに応えられる技術力、提案力の向上 ②建設物の品質の確保	高品質かつ顧客ニーズに応えられる建設物の提供	S
	①防災・減災、災害復旧等に貢献する技術・研究開発の推進	防災・減災への貢献	G
	①ガバナンスの強化 ②コンプライアンスの徹底 ③サプライチェーンのESGへの取り組み推進 ④情報セキュリティの強化	ガバナンス体制の強化継続	
	①労働安全衛生の推進 ②人財育成・担い手確保の推進 ③職場環境の改善	魅力ある建設産業の実現	S
	①ダイバーシティ&インクルージョンの推進 ②人権への理解向上と侵害防止	人権尊重の徹底とダイバーシティの推進	
目標：1~17全て 	社会貢献活動によるサステナブルな社会の実現		

事業を通じた社会課題の解決

事業基盤の強化

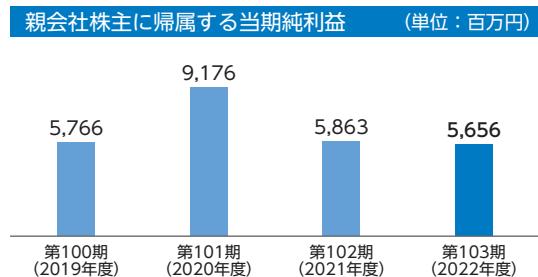
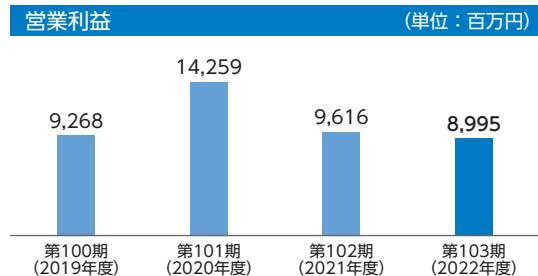
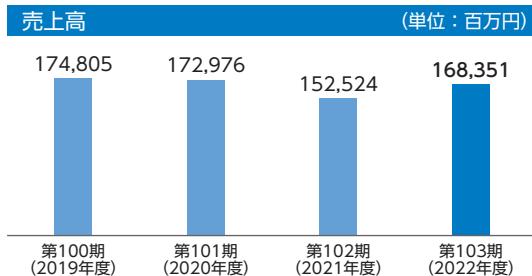
※各マテリアリティのKPI及び2022年度の目標・実績は、以下URLよりご参照ください。

<https://www.toyo-const.co.jp/csr/materiality>



## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の推移

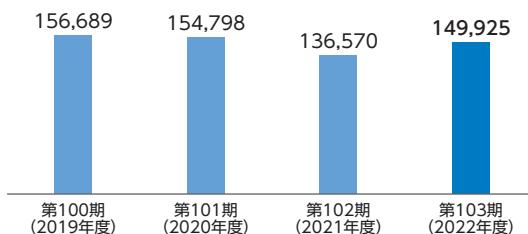


区 分	第100期 (2019年度)	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)
受 注 高 (百万円)	135,703	173,110	185,301	191,419
売 上 高 (百万円)	174,805	172,976	152,524	168,351
内 建 設 事 業 (百万円)	174,166	172,173	151,626	167,676
訳 兼 業 事 業 (百万円)	638	802	898	675
営 業 利 益 (百万円)	9,268	14,259	9,616	8,995
経 常 利 益 (百万円)	9,168	14,103	9,139	8,551
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	5,766	9,176	5,863	5,656
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	61円31銭	97円65銭	62円40銭	60円17銭
総 資 産 (百万円)	135,516	148,953	135,582	153,717
純 資 産 (百万円)	57,329	65,875	69,899	73,984

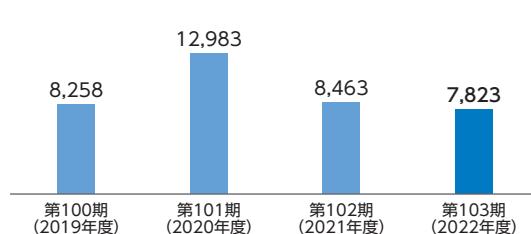
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ②当社の財産及び損益の推移

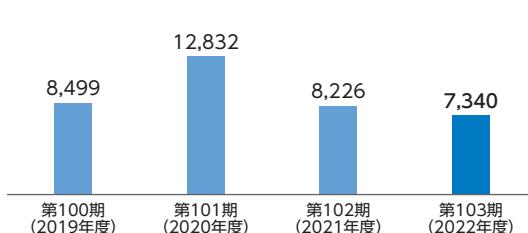
売上高 (単位：百万円)



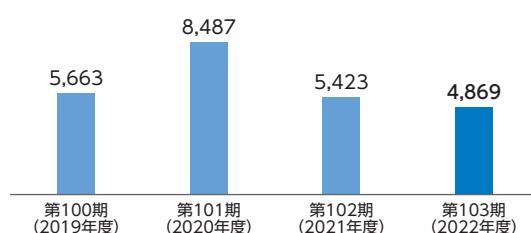
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



区 分	第100期 (2019年度)	第101期 (2020年度)	第102期 (2021年度)	第103期 (2022年度)
受 注 高 (百万円)	118,291	158,215	165,772	168,207
売 上 高 (百万円)	156,689	154,798	136,570	149,925
内 建 設 事 業 (百万円)	156,345	154,304	135,913	149,482
訳 不 動 産 事 業 (百万円)	343	494	657	443
営 業 利 益 (百万円)	8,258	12,983	8,463	7,823
経 常 利 益 (百万円)	8,499	12,832	8,226	7,340
当 期 純 利 益 (百万円)	5,663	8,487	5,423	4,869
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	60円22銭	90円32銭	57円72銭	51円79銭
総 資 産 (百万円)	122,593	138,202	123,115	139,670
純 資 産 (百万円)	53,272	60,377	63,505	66,502

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第102期の期首から適用しており、第102期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社トマック	百万円 100	100	土木工事の請負及び工事用船舶・機械の設計、修理、賃貸
日下部建設株式会社	百万円 70	100	土木工事の請負及び船舶による運送
タチバナ工業株式会社	百万円 70	50	土木工事の請負及び工事用船舶の管理運営・売買
テクオス株式会社	百万円 48	100	建物管理及び営繕工事事業、建築事業、不動産事業等
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	千PESO 500,000	40	土木・建築工事の請負

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法により、特定建設業者〔(特-4)第2405号〕として国土交通大臣許可を受け、海上土木、陸上土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。
不動産事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(14)第1385号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、保険代理店業、物品の販売・リース事業等を行っております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本店	大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号			
本社	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地			
支店	北海道支店 （札幌市）	東北支店 （仙台市）	関東支店 （東京都千代田区）	関東建築支店 （東京都千代田区）
	横浜支店 （横浜市）	北陸支店 （金沢市）	名古屋支店 （名古屋市）	大阪本店 （大阪市）
	中国支店 （広島市）	四国支店 （高松市）	九州支店 （福岡市）	国際支店 （東京都千代田区）
技術研究所	鳴尾研究所(西宮市)、美浦研究所(茨城県稲敷郡美浦村)			
海外営業所	マニラ営業所、ハノイ営業所、ジャカルタ営業所			

② 主要な子会社

株式会社トマック	本社（東京都千代田区）
日下部建設株式会社	本社（兵庫県神戸市）
タチバナ工業株式会社	本社（香川県高松市）
テクオス株式会社	本社（東京都千代田区）
CCT CONSTRUCTORS CORPORATION	本社（フィリピン共和国）

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
国内土木事業	946 [46]	△3 [△10]
国内建築事業	341 [4]	△19 [4]
海外建設事業	63 [157]	△1 [△10]
不動産事業	3	0
その他事業	13	0
全社 (共通)	237 [23]	△5 [2]
合計	1,603 [230]	△28 [△14]

(注) 従業員数は就業人員であり、海外現地採用の従業員 (155名) 及び臨時従業員 (75名) は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,288名 [148名]	26名減 [10名減]	43.4歳	18.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、海外現地採用の従業員 (94名) 及び臨時従業員 (54名) は、〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	期末借入残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	1,240
株式会社みずほ銀行	560
株式会社三井住友銀行	350

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 320,000,000株

(2) 発行済株式の総数 94,371,183株

(注) 1. 発行可能株式及び発行済株式は、全て普通株式であります。  
2. 発行済株式の総数は、自己株式44,131株を含んでおります。

(3) 株主数 7,201名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
前田建設工業株式会社	19,047	20.19
WK 1 Limited	9,200	9.75
WK 2 Limited	9,190	9.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,019	8.50
WK 3 LIMITED	5,890	6.24
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	3,455	3.66
MSIP CLIENT SECURITIES	2,699	2.86
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,473	2.62
東洋建設共栄会	1,818	1.92
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,743	1.84

(注) 1. 持株比率は自己株式(44,131株)を控除して計算しております。なお、自己株式には「役員報酬BIP信託」の所有する株式307,335株は含まれておりません。  
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付した者の人数
取締役（社外取締役を除く）	6,300株	1名

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2016年6月29日開催の第94回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員（社外取締役を除く）を対象に、業績連動型株式報酬制度の導入を決議いたしました。これ

は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託と称する信託により、あらかじめ取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて取締役等に交付するものであります。

なお、2023年3月31日現在において、役員報酬BIP信託の所有する当社株式は、307,335株であります。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	武 澤 恭 司	執行役員社長
取締役	平 田 浩 美	執行役員副社長 建築事業本部長兼安全環境部管掌
代表取締役	藪 下 貴 弘	専務執行役員 経営管理本部長兼サステナビリティ担当
取締役	大 林 東 壽	専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境部管掌
取締役	佐 藤 護	常務執行役員 経営管理本部副本部長
取締役	福 田 善 夫	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 社外取締役 一般財団法人日本インドネシア協会 監事 一般社団法人日本スリランカ協会 監事
取締役	吉 田 豊	
取締役	藤 谷 泰 之	
常勤監査役	乙 成 哲	
常勤監査役	福 田 二 郎	
常勤監査役	染 河 清 剛	
監査役	保 田 志 穂	桜田通り総合法律事務所 弁護士 DAIZ株式会社 社外監査役 株式会社メタプラネット 社外監査役

- (注) 1. 取締役福田善夫、吉田豊、藤谷泰之の各氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役福田二郎、染河清剛、監査役保田志穂の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役福田善夫、吉田豊、藤谷泰之、常勤監査役福田二郎、染河清剛、監査役保田志穂の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役乙成哲氏は、長年における当社経理部門の経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役福田二郎、染河清剛の両氏は、金融機関における実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当該決議に際してはあらかじめ決議する内容について役員指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員指名・報酬委員会が当該決定方針に沿うものであるか否かも含めて審議しており、取締役会は役員指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

#### a. 取締役の報酬の構成及び割合に関する方針

取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等の3つから構成されており、報酬等の支給割合の決定にあたっては、取締役に対する持続的な企業価値向上への適切な動機付け、株主との価値共有並びに優秀な経営人材の獲得及び確保に資することを目的とし、会社業績向上のためのインセンティブ付与、短期的な業績向上のみに偏重した不適切なリスクテイクの防止、中長期的視点での経営実現の各要素のバランスを確保しております。

#### b. 基本報酬に関する方針

基本報酬は固定報酬であり、その水準は社長を100とし、役位（執行役員兼務者はその役位）に応じて定められる役位別指数に基づき決定しております。

#### c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、すべての役員及び社員の事業活動の成果が反映される連結営業利益などの企業業績のほか、当該取締役の業務における責任と成果が反映される部門業績及び個人業績を指標としており、それぞれ年度計画に定める目標の達成度及び寄与度により決定しております。

#### d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬であり、特に中長期的な業績の向上への貢献意識をより高めることを目的に、評価対象期間の毎年の連結営業利益、工事安全成績等を指標とした業績評価ポイントにより決定しております。

#### e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の基本報酬及び業績連動報酬等は月額で付与し、報酬限度額は月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）としております。また、非金銭報酬等は拠出金上限を最大4事業年度454百万円として信託を設定し、本信託により最大960千株を取得のうえ業績評価ポイントに応じて、評価対象期間終了後に普通株式を交付します。

#### f. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

非金銭報酬等は、法令または当社規程の違反があった場合、若しくは任務懈怠、当社の品位を害する不適切な言動その他の事由を理由として、制度対象者としての適切さを欠くと判断された場合は交付を中止します。

### ②監査役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項

監査役の報酬等の内容の決定にあたっては、監査役の協議結果により決定しており、その報酬は基本報酬のみとし、報酬限度額は月額6百万円以内としております。

### ③当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	211 (32)	165 (32)	31 (-)	14 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	52 (35)	52 (35)	-	-	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	264 (68)	217 (68)	31 (-)	14 (-)	13 (6)

- (注) 1. 員数及び報酬には、2022年6月24日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等の業績指標及び当該指標を選定した理由は「①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項」に記載のとおりです。なお、当事業年度を含む連結営業利益の推移は「1. (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等の内容は「①取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に関する事項」に記載のとおりです。
4. 取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とする旨の承認をいただいております。なお、決議時における取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）でありました。また、月額報酬とは別枠で取締役に対する非金銭報酬等として、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、4事業年度（2020年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度まで）における業績評価対象期間に対し454百万円を上限として信託を設定し、本信託により最大960千株を取得のうえで業績評価ポイントに応じて取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に交付する旨の承認をいただいております。なお、決議時における本制度の対象となる取締役の員数は7名であり、その他に取締役を兼務しない執行役員18名も含まれておりました。
5. 監査役の報酬限度額は、1998年6月26日開催の第76回定時株主総会において、月額6百万円以内とする旨の承認をいただいております。なお、決議時における監査役の員数は4名でありました。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役、監査役及び執行役員等の業務執行責任者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。但し、被保険者が私的な利益または便宜供与を違法に受けたことに起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

##### ②他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役福田善夫氏は、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズの社外取締役、一般財団法人日本インドネシア協会及び一般社団法人日本スリランカ協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役保田志穂氏は、桜田通り総合法律事務所の弁護士、DAIZ株式会社及び株式会社メタプラネットの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

##### ③会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

##### ④当事業年度における主な活動状況

	取締役会（30回開催）		監査役会（19回開催）	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役 福田善夫	30	100	—	—
取締役 吉田豊	29	97	—	—
取締役 藤谷泰之	17	94		
常勤 監査役 福田二郎	30	100	19	100
常勤 監査役 染河清剛	30	100	19	100
監査役 保田志穂	18	100	12	100

(注) 1. 取締役藤谷泰之、監査役保田志穂の両氏は、2023年6月24日開催の第100回定時株主総会で選任されましたので取締役会、監査役会の出席率は、就任後の開催回数（取締役会18回、監査役会12回）で計算しております。

2. 取締役会及び監査役会等における発言状況ならびに社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要

取締役福田善夫氏は、グローバル企業及び海外グループ会社における豊富な経営経験と幅広い知見をもとに、取締役会においてサステナビリティ課題の取り組みや子会社の経営に関する意見のほか株主目線に立った助言など積極的に発言し、当社のガバナンスの強化に貢献しました。

取締役吉田豊氏は、ものづくり企業における豊富な経営経験と幅広い知見をもとに、取締役会において経営に対する的確な助言や当社だけでなくグループ会社を含めたコンプライアンス推進に関する意見など積極的に発言し、当社のガバナンスの強化に貢献しました。

取締役藤谷泰之氏は、グローバル企業における豊富な経営経験や電力・インフラ事業を中心とする幅広い知見をもとに、取締役会において当社の成長ドライバーである海外建設事業戦略や新中期経営計画の策定に関する意見など積極的に発言し、当社のガバナンスの強化に貢献しました。

また、福田善夫、吉田豊及び藤谷泰之の各氏は、役員指名・報酬委員会の委員として役員の人事・報酬の審議に客観的・中立的な立場で携わったほか、特別委員会の委員として合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office 及び株式会社 KITE による当社の普通株式に対する公開買付け予告に際し、公正かつ客観的な立場で当社の中長期的な企業価値及び株主利益の見地から提案内容の妥当性・相当性について慎重に検討及び評価しました。

常勤監査役福田二郎、梁河清剛の両氏は経営に関する豊富な知識・経験に基づき、また監査役保田志穂氏は弁護士として国内外での経験や専門的な知識に基づき、それぞれの専門的な見地から取締役会及び監査役会において適宜発言したほか、監査方針に従い各部門や子会社の監査を行うなど監査機能を十分に発揮しました。

さらに、上記社外役員の各氏は、社外役員間での情報共有や認識共有を図り、取締役会での議論の活性化につなげているほか、業務執行者とも積極的にコミュニケーションを取り、当社のガバナンスの向上に寄与しました。

3. 当社グループの不祥事に関する対応の概要

「1. (1)①経営成績及びセグメントの状況」に記載の当社の連結子会社であるタチバナ工業株式会社の元取締役による刑事事件及び同社の営業停止処分を受け、取締役福田善夫、吉田豊、藤谷泰之、常勤監査役福田二郎、梁河清剛及び監査役保田志穂の各氏は、グループ全体の法令遵守に向けた提言を行ったほか、同社の再発防止策の運用に関する当社の監督の状況を確認しました。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役各氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各々締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 56百万円

②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 56百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの総額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、海外における税務申告のための証明書発行業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等は、解任または不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法または公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められる場合、その事実に基づき当該会計監査人の解任の検討を行い、解任が妥当であると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

## 6 会社の支配に関する基本方針

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模な買付行為が行われる場合、当該買付行為を行う者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該買付行為が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難です。また、大規模な買付行為の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社がこれまで維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

このような認識の下、当社は、①大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに、株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、②大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループの提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が、大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループと交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模な買付行為を行う者を含む特定の株主グループに対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するよう要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

## (2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### ①当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

#### a) 経営方針

当社は「創意革新」「人間尊重」「責任自覚」の下、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」ことを経営理念とし、これを実践することにより、建設を営む企業として社会的要請に適った建設技術の研鑽に努め、より良質で価値ある社会基盤の構築に貢献することを目指しております。

#### b) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2023年3月23日に公表しました中期経営計画において、“レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌”を基本方針とし、①“守りから攻め”への転換、②“高収益モデル”への転換、③“資本効率経営”への転換を基本戦略として定めております。この大きな経営の転換を着実に実行することで、環境変化にフレキシブルに対応し、厳しい環境に自ら挑戦するレジリエント企業へと進化し、当社の経営理念を希求してまいります。

### ②コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

#### (企業統治の体制)

当社は、上記① a)「経営方針」に記載の経営理念の実現に向け、「レジリエント企業を継承しつつ、挑戦できる企業への変貌」を基本方針に定め、なかでもコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取締役8名で構成されており、社外取締役3名は独立社外取締役です。そして、社外監査役3名を含む監査役4名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は代表取締役2名及び社外取締役3名で構成され、社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としております。

#### (監査役監査及び内部監査)

各監査役は、株主の皆様に対する受託責任を踏まえ、当社や当社の株主の皆様共同の利益のために独立客観的な立場において、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づいて、取締役の職務の執行状況の監査を行っております。また、監査の有効性を高めるため、各監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保っております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する関係資料の閲覧及び提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に対して必要に応じていつでも求めることができることとなっております。

また、当社においては、総合監査部を設置し、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。総合監査部は、監査計画に基づき、本社の他、当社支店、営業所11箇所及び子会社3社への業務監査を行い、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行っております。加えて、総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。また、総合監査部は、監査結果を取締役会へ定期的に報告しております。

#### (その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2023年4月25日）をご参照ください。

(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)のとおり、基本方針に基づき、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

(4)具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)及び(3)の各取組みは、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

したがって、上記(2)及び(3)の各取組みは、上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
<b>流動資産</b>	<b>115,014</b>	<b>流動負債</b>	<b>70,235</b>
現金預金	39,108	支払手形及び工事未払金等	33,729
受取手形及び完成工事未収入金等	63,153	短期借入金	2,951
未成工事支出金	2,158	未払法人税等	2,268
立替金	2,384	未成工事受入金	12,537
JV工事未収入金	4,770	預り金	5,996
その他	3,450	未払消費税等	8,525
貸倒引当金	△11	完成工事補償引当金	1,053
		工事損失引当金	25
		賞与引当金	1,233
		その他	1,915
		<b>固定負債</b>	<b>9,497</b>
<b>固定資産</b>	<b>38,703</b>	長期借入金	1,754
<b>有形固定資産</b>	<b>31,013</b>	繰延税金負債	135
建物及び構築物	13,086	土地再評価に係る繰延税金負債	2,206
機械、運搬具及び工具器具備品	26,052	その他の引当金	9
土地	21,346	退職給付に係る負債	4,826
建設仮勘定	186	その他	564
減価償却累計額	△29,658	<b>負債合計</b>	<b>79,733</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>977</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,711</b>	<b>株主資本</b>	<b>68,680</b>
投資有価証券	2,528	資本金	14,049
繰延税金資産	2,513	資本剰余金	6,074
退職給付に係る資産	366	利益剰余金	48,701
その他	1,400	自己株式	△145
貸倒引当金	△97	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,138</b>
<b>資産合計</b>	<b>153,717</b>	その他有価証券評価差額金	576
		土地再評価差額金	3,070
		為替換算調整勘定	35
		退職給付に係る調整累計額	△543
		<b>非支配株主持分</b>	<b>2,165</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>73,984</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>153,717</b>

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	167,676	
兼業事業売上高	675	168,351
売上原価		
完成工事原価	148,609	
兼業事業売上原価	214	148,823
売上総利益		
完成工事総利益	19,066	
兼業事業総利益	460	19,527
販売費及び一般管理費		
営業利益		10,531
営業外収益		8,995
受取利息及び配当金	167	
為替差益	74	
その他	80	321
営業外費用		
支払利息	132	
事業再編関連費用	486	
コミットメントフィー	27	
その他	118	765
経常利益		8,551
特別利益		
固定資産売却益	149	
投資有価証券売却益	222	
その他	10	382
特別損失		
固定資産売却損	24	
固定資産除却損	24	
その他	3	51
税金等調整前当期純利益		8,882
法人税、住民税及び事業税	3,166	
法人税等調整額	△247	2,918
当期純利益		5,964
非支配株主に帰属する当期純利益		307
親会社株主に帰属する当期純利益		5,656

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
<b>流動資産</b>	<b>103,374</b>	<b>流動負債</b>	<b>64,620</b>
現金預金	33,240	支払手形	944
受取手形	646	電子記録債務	7,132
電子記録債権	3,129	工事未払金	21,693
完成工事未収入金	55,122	短期借入金	2,211
有価証券	92	リース債務	87
未成工事支出金	1,900	未払法人税等	2,017
JV工事未収入金	4,837	未払消費税等	8,421
立替金	2,387	未成工事受入金	11,935
その他	2,028	預り金	6,280
貸倒引当金	△11	完成工事補償引当金	1,058
<b>固定資産</b>	<b>36,296</b>	工事損失引当金	25
<b>有形固定資産</b>	<b>28,287</b>	賞与引当金	1,095
建物・構築物	12,007	その他	1,715
減価償却累計額	△8,329	<b>固定負債</b>	<b>8,547</b>
機械・運搬具	16,235	長期借入金	1,754
減価償却累計額	△12,731	リース債務	237
工具器具・備品	2,202	土地再評価に係る繰延税金負債	2,206
減価償却累計額	△1,648	退職給付引当金	4,032
土地	20,136	資産除去債務	23
リース資産	516	その他	292
減価償却累計額	△216	<b>負債合計</b>	<b>73,167</b>
建設仮勘定	116	(純資産の部)	
<b>無形固定資産</b>	<b>947</b>	<b>株主資本</b>	<b>62,969</b>
ソフトウェア	827	資本金	14,049
リース資産	3	資本剰余金	5,840
その他	116	資本準備金	5,840
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,061</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>43,224</b>
投資有価証券	1,981	利益準備金	195
関係会社株式	1,595	その他利益剰余金	43,028
長期貸付金	197	別途積立金	3,000
破産更生債権等	62	繰越利益剰余金	40,028
長期前払費用	4	自己株式	△145
繰延税金資産	1,724	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,533</b>
その他	1,587	その他有価証券評価差額金	462
貸倒引当金	△91	土地再評価差額金	3,070
<b>資産合計</b>	<b>139,670</b>	<b>純資産合計</b>	<b>66,502</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>139,670</b>

## 損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	149,482	
不動産事業売上高	443	149,925
売上原価		
完成工事原価	132,972	
不動産事業売上原価	225	133,198
売上総利益		
完成工事総利益	16,509	
不動産事業総利益	217	16,727
販売費及び一般管理費		8,904
営業利益		7,823
営業外収益		
受取利息及び配当金	143	
為替差益	30	
その他	51	225
営業外費用		
支払利息	123	
事業再編関連費用	486	
コミットメントフィー	27	
その他	70	707
経常利益		7,340
特別利益		
固定資産売却益	20	
投資有価証券売却益	18	39
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	21	23
税引前当期純利益		7,356
法人税、住民税及び事業税	2,640	
法人税等調整額	△153	2,487
当期純利益		4,869

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

東洋建設株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 祐暢  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

東洋建設株式会社  
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 祐暢  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長崎 将彦  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋建設株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、総合監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、関係会社社長会等の会議に出席するとともに、子会社に赴き、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ⑤ 内部監査に関しましては、事前に総合監査部から監査計画の説明を受け、実施した監査の結果について報告書を閲覧し、必要に応じて説明を受けるとともに意見を表明いたしました。
  - ⑥ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり当社の連結子会社であるタチバナ工業株式会社の元取締役が公契約関係競売等妨害罪で起訴され、その後刑事罰が確定し、同社は、2022年9月2日付で国土交通省より120日間の営業停止処分を受けました。当社はグループ全体で従業員一同、法令遵守をあらためて徹底し、引き続き再発防止に取り組むとしています。監査役会としては当社の当該再発防止の取り組みの実施状況を監視し検証してまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

東洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役	乙 成	哲 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	福 田	二 郎 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	染 河	清 剛 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	保 田	志 穂 ㊟

以 上

















メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。